

尾張旭市監査公表第52号

令和7年7月1日付け尾張旭市監査公表第48号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和7年8月14日付け7保育第121号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年8月27日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

尾張旭市立東部保育園及び尾張旭市立はんのき保育園（こども子育て部保育課）

【社会福祉法人オールフェアリーに係るもの】

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
指定管理者は、毎会計年度の終了後30日以内に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない（尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年尾張旭市条例第27号）第8条）にもかかわらず、同法人は令和6年度の事業報告書を令和7年4月30日までに提出していなかった。 法令等に沿った手続を適切に実施されたい。	市は適切な事務を実施するよう指導し、社会福祉法人オールフェアリーは組織内の会計処理について担当公認会計士と協議の上、会計年度終了後、30日以内に事業報告書を提出するスケジュールを作成することとした。 次年度以降、当該スケジュールに基づき事業報告書を作成、提出する。
公の施設の管理に係る出納関係書類を確認したところ、令和5年4月28日付けの支払について、請求金額15,400円に対し30,800円支出しているものを確認した。この点、指定管理者によると、本件は、支払金額15,400円の業務2回分に係るものであり、うち1回分の請求書及び納品書の受領がないまま30,800円を支払ってしまったものであった。 出納事務を適切に実施されたい。	市は適切な出納事務を実施するよう指導し、社会福祉法人オールフェアリーは請求書を支払書類に添付し、請求内容を確認の上で支払業務をすることとした。

指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）において、本業務に係る文書目録を作成し保管することとされているところ、同法人は、同目録を作成していなかった。 仕様書に沿った業務を実施されたい。	市は指定管理者仕様書に従い、文書目録を作成保管するよう指導し、社会福祉法人オールフェアリーは本年度中に本業務期間分の文書目録を作成し保管することとした。
管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び仕様書により、費用が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の施設及び設備並びに備品等の修繕は市が行うが、緊急を要するものについては、市長と協議の上、指定管理者が行うことができることとされているところ、同法人は、市長と協議しないまま、尾張旭市立はんのき保育園（以下「はんのき保育園」という。）に係る10万円以上の修繕を実施していた。 基本協定書及び仕様書に沿った業務を実施されたい。	市は管理運営に関する基本協定書及び指定管理者仕様書に沿った業務を行うよう指導し、社会福祉法人オールフェアリーは緊急を要する費用が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の施設及び設備並びに備品等の修繕を行う際、市長と協議することを徹底する。

【こども子育て部保育課に係るもの】

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
概算払の精算があった場合、予算執行者は、その内容を調査しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第52条第2項）。 この点、はんのき保育園の管理運営に係る指定管理料（概算払）について、指定管理者から精算があったにもかかわらず、その内容を調査していなかった。 会計規則に沿った事務処理を実施されたい。	今年度精算分から尾張旭市会計規則に沿った形で事務処理を実施する。
法第244条の2第8項に規定される利用料金は、同条第9項の規定により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされている。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受け	指定管理者制度導入園における利用料金については、尾張旭市特別保育の実施に関する条例の規定に基づき決定することとし、次回の指定管理業務更新時に基本協定書を変更し、実態に即した形にする。

なければならない。

この点、尾張旭市立東部保育園及びはんのき保育園に係る利用料金（尾張旭市特別保育の実施に関する条例（平成１８年尾張旭市条例第４３号）第５条第１項に規定する特別保育料）は、市として公益上必要があると認め、同条例第６条第１項でその額を具体的に定めているにもかかわらず、基本協定書には、特別保育料は、指定管理者が同条例に規定する金額の範囲内において定め、その決定及び改定については、事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする旨規定していた。

基本協定書は、実態に即したものとされたい。